

## 時事問題

# 國際聯盟の勞働問題

戸 田 海 市

### 一 勞働問題の國際協定の根據

去る二月十四日巴里の平和會議に於て國際聯盟に關する五大國の協議案が發表せられた。本案が確定するまでには多少の變更を見るであらうが、聯盟の成立か否認せられざる限り、其大綱は既に決定したものと見るを妨げないやうである。而して本案第二十條に於て「聯盟各國は自國及通商上産業上の關係の延長接觸する總ての國の男女小兒に對し公平にして人道に適へる勞働狀態を獲得し、之を維持することに努力すへし、而して之か爲め聯盟組織の一部として常設勞働局を設置することに同意す」と規定した。本條に依り各國の社會政策も今後は國防通商等に關する政策と同しく國際規定の主要題目となるに至つた。最も本條は單に各國の勞働狀態が公平にして人道に適へるものたるを要求するのみであり、未だ具體的に如何なる勞働保護制度を設くべきやを決定せず、國際勞働局を設置して勞働問題を處理せしむることゝしたるに止まるが、今後は各國

か其特有の經濟狀態に照して見ても不公平非人道的なる勞働狀態を改善することなく、資本主義をして自由に跋扈せしむることは國際條約の違反とならねばならぬ。

國際聯盟か其重大任務の一として聯盟各國の勞働狀態の改善を擧げたことは、各國の無産者か世界の平和と人道との爲めに戦ふた結果として國際聯盟の成立を見んとするに至つた今日に於ては當然の事柄である。世界に人道を行はれしめんとすれば、先づ以て各國に於ける從來の不良なる勞働狀態を改善せねばならぬが、之と同時に世界の平和を保つ爲めにも彼の無産者の眞正の利益を無視し、従つて又人類一般の進歩を害する所の軍國的及經濟的帝國主義の跋扈を許すを得ない。各國の經濟的帝國主義就中對外資本主義の自由の跋扈を許すことか、世界の平和と兩立し難きことは屢論せられた所であるが、假りに何等かの方法に由て平和か保たれ得るとしても、各國に人道を行はしむる所の平和となくては其平和は殆んど無價値である。若し此際に國際聯盟か此の如く無意義なる姑息の平和の成立に満足せんとするならば、先進諸國の無産者は早晚之に反對して勞働狀態改善の運動を起し、此改善せられたる狀態を確保する爲めの新なる聯盟を造ることを主張するであらう。

勞働問題を國際的協力に由て處理することの必要なるは、單に國際間の衝突を直接に惹起するか如き各國の資本主義の跋扈を制する爲めのみでなく、國際市場に於ける貿易上の競争に由り各國の社會政策の實行か不當に妨害せられないやうに、其實行に付き各國の歩調を成るべく一致せしめ、人類の幸福を増進する爲めに行はるべき貿易上の競争をして、人道蹂躪の原因たらしめざる

か爲めには更に一層必要である。世人は通例一國か獨り他國に先んして社會政策を行へば國際競争上に不利を招くと考へるが、此見解には多大の誤謬か存すると同時に、幾分の眞理も含まれて居る。從來各國に於て行はれたる社會政策の多くは同時に賢明なる生産政策と見るべきものであつて、之に由り一國の労働能力の保存發展を助くるの効果を有し、従つて生産業は社會政策上の負擔を蒙むるも、之か爲め一般に労働か高價のものとならず、長き期間に亘つて見れば之か爲めに労働か廉價となつた場合も少なくない。加之勞銀の引上、労働時間の短縮等に由り、労働の價か實際に高くなつた場合に於ても、此費用の増加か企業者の利潤を減少することは明かであるが、之か爲めに一般生産物の價か當然に騰貴して外國との競争に不利を招くと云はれない。此費用の増加は或貨物を騰貴せしむると同時に他の貨物を下落せしむる原因となることはあるが、其國の一般物價を騰貴せしめて外國との競争上一般的の不利を來たすものでないことは、恰も一國の所得税の増加か當然に其國の一般物價を騰貴せしむると云ふを得ざると同してである。社會政策も他の一般の政策と同しく國民全體の生活力を永久に保存し發達せしむるものでなくてはならぬ。故に一國か健實なる社會政策を行へば其國民の内外各方面に對する抵抗力を強める結果となる。而して又世界の先進國民は夙に國民的自給自足の域を脱し、日に益世界經濟の組織に編込まれて發展し之か爲め國民生活上國內交通と國際交通との何れか重要なやを判別し難き状態となつて居る。各國民の生活か此の如く國際交通に依頼することの益大となりつゝあることは決して誤つた方針であると云はれない。果して然らば一國の社會政策にして其國民生活に對し日に重要を加へ

つゝある國際交通の全體に對し甚しき不利を招くか如き結果を生ずるときは、其社會政策は決して健全なるものと云ふを得ない。

併し乍ら各國は國際交通の頻繁なる諸外國の態度に頓着せず全く自由に社會政策を行ひ得るやと云ふに必しも然らず、場合に由ては其實行か國際競争の爲めに制限せらるゝを免れぬ。先づ社會政策の多數は一國の勞働能力の保存發達を助くるものであるとは云へ、此の如き効果は必しも常に短時日の間に現はれるものではなく、一時は生産費の増加又は生産の減少を來たす場合があるが、此生産費増加又は生産高減少を總ての生産事業に對して均等ならしむることは全く不能である。特に或社會政策の實行の爲め總ての勞働か均等に高價となつた場合に於ても、生産諸要素の中の勞働を特に多く使用する生産業の費用は他に比して特に増加し、従つて此種の事業は外國競争に對して不利に陥らねばならぬ。固より此場合にも勞働を多く使用する生産か高價となると同時に、他の生産か比較的低廉となつて世界市場に優勢となることか出來ないではないが、併し此の勞働を多く使用する生産業か其國の産業上相當に重要な地位を占むるものであつたならば、其衰退の爲めに過渡時代に於て國民經濟全般の蒙むる打撃も大となり、特に此種の事業に従事せし多數勞働者か久しく困難を脱し得ざる場合も生ずる。又社會政策の實行の爲めに一時或事業の生産高か減少した場合に於て、急速に資本勞働を増加して其生産を擴張し、以て從來より内外市場に占め得たる販路を維持することか常に可能ではなく、外國競争か其虚に乗して市場を侵略する場合か起る。特に此場合に於ける外國競争事業か其販路擴張を機會として生産の規模を大にし

其組織設備を改善して急速の發展を爲すときは、永久に國內生産か之に對抗するを得ざるに至る場合もないではない。故に經濟事情の相類似せる爲め競争關係の強まれる諸國か社會政策の實行に付て成るべく歩調を一にすることは可能であり又有利である。

今次の戰爭は交戦諸國就中歐洲交戦諸國の經濟に重大なる打撃を加へた。此等の諸國は戰爭中には外國の販路を失ひ、又戦後には苛重なる租税の負擔を蒙らねはならぬ。故に各國は戦後の國際競争に付て非常の不安を懷いて居るが、特に其不安を甚しからしむるものは各國に於ける戦後の勞働運動か頗ふる過激となるの勢あることである。若し各國か勞働者の要求を抑へんとすれば忽ち其勞働運動か革命的となり、而も其要求に従へば國際競争上種々の不利を生ずるの危險がある。從來工業上に最も進歩し、従つて社會政策の實行も進歩して居る先進國に於ては、政府も實業家も夙に勞働問題を國際的協力に由て處理せんとするの希望を有して居たが、今次の戰爭に由り其必要を感ずることか特に痛切となり、遂に之を國際聯盟の重要項目とするに至つた。戦後の國際競争に對して神經過敏となれる各國は、一方に於て世界の平和の爲めに不利なる保護貿易策に依頼し、他方には世界の平和を促進する國際勞働規定に依頼せんとしつゝある。故に此際各國は世界の平和の爲めに成るべく社會政策に付き歩調を一にし、國際競争を人道的たらしむることに努力せねはならぬ。固より各國か勞働者保護の爲めに行ふべき具體的の政策は必しも世界を通して畫一に定むべきものでなく、各國特有の事情を酌量せねはならぬのであるが、國際聯盟の原則として各國か其特有の事情に照らして勞働者保護の爲め最善の努力を爲すの義務あることとせねは

ならぬ。近來我國が稍や世界市場に擡頭するに及び、歐米人は我國が社會政策を行ふことの甚た不充分なるを批難するに至つた。彼等は我國の世界市場に於ける此擡頭を以て重に勞動者虐使に由り低廉の生産を爲すか爲めなりとし、従つて我國を以て人道に反する不正競争を爲すものなりと批難しつゝあつたが、戰爭中に我國は中立國の如き好地位に立つて世界市場に發展したから、今後此の如き批難の益強烈となることを豫期せねはならぬ。而して此批難は誤解に出づる點も少なくないが、同時に眞理の主張となれる點もあるから、吾人は諸外國の批難に對し公平なる判斷を下たさねはならぬ。

先進國に於ける社會政策は既に大に進歩し、今後は一層其進歩の速度を高めてあらうが、今日まで各先進國は自國に必要な生ずるに従つて獨立に之を實行し、國際的協定に由て實行したものは後に論ずるか如く殆んど皆無であるが、是れ一は從來各國が帝國主義の弊を受け、互に胸襟を開いて世界の幸福の爲めに協力すると云ふ宏量に缺いて居た爲めであつて、今後は成るべく社會政策上にも國際的協力を行ふて互に其進行を滑かにするを要する。只た經濟の最も進歩せる少數の先進國が自國に必要な所の或具體的の社會政策をは、經濟の幼稚なるより之か實行の負擔に堪へず、又其社會的要求も同一ならざる他の後進國に對し、人道の名を以て強制せんとするは其實經濟的帝國主義又は對外資本主義の一變形たるを免れない。若しも先進國の必要とする種の社會政策を強て後進國にも行はしめんとすれば、後進國は殆んど工業國として發達するの機會を奪はれ、永久に農業國として満足せねはならぬ。其結果後進國は一般に生活程度の向上と文

化的進歩とを拒まれることゝなる、十八世紀末より英國は世界に卒先して産業革命を行ひ、戰亂其他の原因より經濟的進歩の後れたる大陸諸國が英國に對抗して工業を興すことの困難なりし時代に於て、英國に自由貿易の思想が勃興した。當時英國は工商業に付て他國の競争を恐るゝの必要なく、食物原料は之を他國より自由に輸入することを利益としたから、英國自身に取つては自由貿易が必要であつた。併し農業國たるに甘んずるを得ざる他の後進國が英國の競争を防いで自國の工業を發達せしむる爲めには保護貿易を避くるを得なかつたが、固より其保護貿易の實行は英國が世界市場を侵略するには甚だ不都合であつた。左れば當時眞理又は正義自由の名を以て自由貿易を世界一般に行はしめんと主張した英國學者の多數は、固より其學問的良心より其思想の宣傳に努めたのであるが、其結果は後進國の經濟的文化的發展を抑壓するを免れなかつた。故に大陸の學者の中には英國學者の學問的良心に疑を挾む者もなかつたてではない。又其後過激なる社會主義の蔓延に苦しめる獨逸か自から大に社會政策を實行すると同時に、同國の學者が其社會政策的思想を世界に傳播することに努力するに至つたが、此場合には英米の學者の中から獨逸學者の學問的良心を疑問とする者を生じた。吾人は今回の國際勞働問題に付き敢て此の如き裏面的觀察を試むるの必要を感じない。只た國際聯盟なるものは世界各國民の平等の生存權を認め、各國をして自由に其特有の能力を發展することに由り人類の進歩に貢献せしむることを根本精神とするものであるから、此精神に基きて國際勞働問題の解決を主張すれば足るのである。此見地よりすれば今日最も進歩せる少數の先進國か自國に必要とする所の高度の社會政策を他の一般後進國

に強制せんとするの不當なるは、敢て露國の過激派政府が國力を以て其過激思想を世界に傳播せんとするの不當なるに譲らない。否な露國の方が自己の思想を他國に強制するの實力を缺く丈けに一層安全である。

歐米先進國が戦後の國際競争に付て非常に神經過敏となつて居る一原因は、彼等が今尙ほ勞銀の高きことを以て一般に國際競争上に不利なりとするの誤解より脱せず、従つて近來我國の世界市場に擡頭せる原因も我勞働の廉價なることに在りと信じ、其實我が勞銀の騰貴と共に貿易の増進しつゝある事實を知らぬ爲めてあらうが、一は又戦争の爲めに誤まれる自給自足思想の強まつた爲めてある。即ち先進國に不適當にして又不必要なる生産をも自から行はんとするか爲めてある。生産の技術及勞働能力等の進歩せる先進國は一般に高級生産を爲すことを長所とするも下等勞働と簡易なる生産設備とに由て行ふことを得る低級品生産は後進國の長所とする所であるから先進國は之に付て後進國と競争するを得ない。目下英國に於て從來生活程度の低き大陸の農民に由り家内工業的に生産せられたる玩具及雜貨類を今後は英國内に生産せんとし、又は我國より輸入せらるゝ廉價の下等莫大小製品をも自から生産せんとして、戦時の輸入制限を繼續し又は一層其制限を強めんとするか如きは甚しき不自然の政策である。後進國に於ける自給自足の思想にも一般に多くの誤謬が含まれて居るが、併し後進國が低級品生産國たるに満足せず、更に高級生産をも自から營まんとするは、是れ國民生活の向上運動であるに反し、先進國が廉價なる低級品を自から生産せんとするは國民生活を墮落せしむるものである。先進國か此の如き誤れる政策を行

ふ爲めに獨り自國を害するのみならず。國際聯盟の力を利用して況く他の後進國をも害するか如き方法を採ることは不當である。

後進國か經濟及一般文化の發達の爲めに農業國より工業國となり、低級品生産より高級品生産に進まんとすることは、各國相互に平等の生存權を認めて之を自由に發展せしむると云ふ國際聯盟の精神より之を是認せねはならぬ。故に若し國際聯盟か人道の名を以て後進國の幼稚なる工業に對し、到底其負擔に堪へざる社會政策の實行を強制せんとするならば、少くとも一面に後進國か禁止的の輸入税を設けて自國の幼稚なる工業を發達せしむるの自由を認めねはならぬ。然るに此の如き高率の保護税を設けることは後進國に取つても重大の弊害を生じ、又固より先進國の利益を害することを免れない。元來各國か保護税に由り直接に外品國を排斥することは世界の平和を保つ上にも甚だ有害であるから、各國は今後成るべく其保護を合理的に緩和し國內産業の發達の爲めには教育金融交通等の改善を行ふことを必要とするが、此等の方法を行ふことは後進國に取つて非常の困難である。我國の如きは今後保護税よりも此等の健全なる方法に特に重きを置くことを要するが、併し國際聯盟か原料品供給の停止又は輸入禁止等の制裁を掲げて我國の程度に適せざる社會政策の實行を強要せんとするときは、我國も禁止的輸入税を設くるの已むを得ざる場合を生ずるであらう。

## 二 勞働問題に關する聯盟機關

目下平和會議の一事業として國際勞動委員會が設けられ、此委員會は着々其事務を進めつゝ、あるが既に此委員會に由て決定せられたりと傳へらるゝ重要事項の一是毎年定期に國際勞動會議を招集し、各國より政府代表者二名の外に、雇主及勞動者の代表者各一名を出席せしめ此等の各代表者に一個の票決權を與ふるの協議が成立したことである。從來各國の無産者か其政府を以て有産者の機關に過ぎずとして批難し、又國に由ては有産者無産者共に其政府を以て眞に民意を代表せざる官僚又は職業的政客の機關なりとの批難もあり、従つて民意を顧るる秘密外交に對する批難も一般に強まつて居た。故に國際勞動會議に於て政府代表者以外に雇主及勞動者の双方の出席發言を認めたることは當、得たる處置であるが、特に勞動者をして雇主と對等の資格を以て國際會議に参加せしむることゝしたのは、文明國に於ける社會的進歩を反映するものである。或は勞動者側より政府代表者と勞動者代表者の外に雇主代表者を加へたことを不必要又は不當の壓迫なりとする批難も起るてあらうが、併し資本勞動復本位の現社會組織を認むる上は、雇主代表者を之に参加せしむることが穩當である、各國勞動者の代表者か一堂に會合して互に意見を交換することは世界の平和を維持する上に重要であつて、又各國勞動者は此勞動會議より世界の平和に必要な種々の教訓を受けるてあらう。特に廣大なる未開の富源を有する國の勞動者か其富源を自國民に獨占して外人の移住を妨げ、又は其富源を自國民に限り廉價に使用して外國に之を與ふることを拒み又は之を高價に賣付て他國を害するの行動を爲すことは、矢張り經濟的帝國主義の一種であつて、其の世界の平和に有害なることは軍國的の帝國主義と異らざるを覺るに至るてあら

ろ。

國際聯盟は世界各國に平等の生存權を認むることを其根本精神とするものであるが、諸國民の進歩と實力の程度が甚だ區々であるから實際に於ては五大國か之を建設し維持するの責任を有し、我國も此五大國の一に列することゝなつた。故に我國は聯盟の原則を公正ならしめ、世界の平和を保つと同時に各國民に平等なる發展の機會を與へると云ふ聯盟の精神を實現することに努めねばならぬ。此聯盟の重要任務の一たる國際勞働問題の處理に付ても我國は模範的に行動すへき責任を有するが、其責任の實行上第一に起る問題は如何にして我國より眞正なる勞働代表者を國際勞働會議に撰出すへきやである。經濟上に於ては我國の工業發達の日尙ほ淺く重要な工業は何れも女工を使用する所の纖維工業であり、従つて未だ有力なる勞働組合が起つて經濟上に勞働者の意見を發表することも出來ず、又政治上に於ては國民が久しく官僚政治の下に屈服し、一般の政黨すら漸く最近に於て公然其實力を認めらるゝに至つた有様であり、従つて勞働黨が起つて政治上に勞働者の意見を發表することも出來ないのは已むを得ざる次第であるか、併し治安警察法に由り勞働者の團結運動に對し特別の干涉を加へ、又選舉權を少數の有産者に制限して勞働者を政治より遠けつゝあるか如きは、經濟上政治上の勞働運動の發展を害するものである。國際聯盟に於て勞働問題の解決に付き模範的に行動するの責任ある五大國の一員として見るも此等の點は大に改めねばならぬ。

### 三 國際的勞働者保護制度

#### (1) 國際的協同の沿革

國際的勞働問題には移民と各國の社會政策との二種あるのであるが、移民問題就中白人諸國の移民制度に付ては同志社論叢第二號に論ずること、したから、茲には各國の社會政策上の協同に關して述べる。輓近文明國に於ては一面に社會政策上生産業に對して種々の制限と負擔を加ふるの必要か増加し、他面には國際間の競争か益激烈となれるか爲め、識者の間には夙に社會政策の實行に付て各國の歩調を一にするの必要か主張せられたが、國家か公然此國際的協同に付て提議したのは、一八八一年瑞西政府より歐洲諸國の政府に其意向を尋ねたのを初めとする。其後瑞西政府より本問題に關して再三列國の協同を促かしたが、一八九〇年獨逸の提議に由り伯林に會合か催され、其參加國は白耳義、丁抹、獨逸、佛蘭西、葡萄牙、英吉利、和蘭、伊太利、ルキセンブルヒ、諾威、澳地利、瑞典、瑞西、西班牙、匈牙利の十五ヶ國であつて、協議事項は鑛業勞働の制限、日曜日勞働の禁止、幼年及未成年勞働の制限、婦女勞働の制限、協議實行の監督方法と云ふか如き廣汎なる範圍に亘り、多くの點に付て參加國の意見の一致を示したが、併し此伯林會議は參加諸國の單純なる意見交換以上に一步を進めて國際條約の成立を見るに至らなかつた。其後一八九七年には瑞西及白耳義に於て類似の會合か催され、更に一九〇一年には上記の諸國及羅馬法王の協力に成る所の國際勞働者保護協會か組織せられ、各國の勞働者保護制度の調査發表

を爲すことゝなつた。次て一九〇五年及六年に瑞西ベルンに國際會議が開かれて遂に黃燐々寸の禁止と婦女夜業禁止とに關し下の如き條約案が成立した。

黃燐々寸禁止協約

第一條 千九百十一年一月一日以後は黃燐を含有する燐寸の製造輸入及販賣を禁止す

第二條 此協約に對する批准の通告は千九百七年十二月三十一日までに之を爲すことを要す

第三條 前條の期日までに此協約に加入することを日本政府に勸告すへし

第四條 此協約は本會議に参加せる諸國及日本國の協約加入に依りて效力を生ず

此協約案は第四條に由り參加諸國か擧つて之を批准するのみならず、會議に参加せざりし我國も之に同意するにあらざれば無効となることゝしてある。然るに澳、匈、白、英、葡及瑞西か之を批准せざりしのみならず、我國も之に同意することを拒んだ爲めに成立しなかつた。然るに婦女夜業禁止の協約は參加諸國の批准に由つて現に效力を有しつゝある。其要項は下の如くてある。

婦女の徹夜工業労働禁止協約

第一條 婦女の徹夜工業労働は下記除外例の外は年齢の差別を問はず之を禁止す

本協約は十人以上の男女労働者を使用する工場に適用す、但し家族のみの従事する工場は此限りにあらず

工場の意味に關しては各協約國之を定む、何れの場合に於ても採鑛所、石切場、及諸材料の製造加工場は之を工場として本協約を適用す、但し工業と商業及家内工業との區別は各協約國の定むる所に依る

第二條 前條に規定せる夜間労働の休止は少くとも連續して十一時間以上を要す

何れの國に於ても此十一時間の休止時間の内に午後十時より翌日午前五時までの時間を含ましむることを要す

成年女工の夜業を禁止せざる國に於ては本協約實施後三年以内に限りて連續せる夜業休止を十時間とすることを得

第三條 左の場合には禁止規定を適用せず

一 不可抗力に依り作業の混亂を生じたる場合

但し其混亂の發生を豫見し得ざる場合又は其混亂が回期的に起らざる場合たることを要す

二 腐敗し易き材料の加工に付ては其材料の損失を防ぐ爲め夜業を必要とする場合

第四條 季節工業に關し、又事變の際に於ける總ての工業に關しては夜業休止時間を一年間六十日以内に限り十時間に短縮することを得

第八條 本協約に對する批准の通告は千九百八年十二月三十一日までに之を行ふことを要す

本協約は批准通告を終れる後二年を経て之を實施す

左の事業に付ては十年を経て之を實施することを得

一 甜菜糖工業

二 羊毛の梳毛及紡績

三 探鑛所に於ける坑外作業に付ては其作業が氣候の關係により一年内に四ヶ月以上休止を必要とする場合

婦女少年の多く従事する事業にして又汎く産業の行はれたものは主に紡績業であつたが、一般文明國は早くより夜業禁止を行ひ、本協約に由り新たに此禁止を行ふに至つたものは殆んど白耳義のみであつた、故に從來の國際的勞働保護の運動は別段の効果を有したと云はれない。勞働問題に關する國際的制度としては此外に個々の國が相互主義に基て條約を結ぶの方法も幾度か行はれて居る。例へば獨逸か澳、匈、蘭等と別々に條約を結ひ相手國より獨逸に來住せる勞働者に對し、獨逸か勞働保險制度に由る年金をは、其勞働者の本國歸還後にも繼續して交付することは相手國か同様の状態に在る獨逸勞働者に對しても同一の待遇を與へることを條件としたるか如き、又

佛國が伊國と條約して佛國に在住せる伊國兒童に對し保護を加ふる代りに、伊國は漸次自國の女工勞働時間を短縮するの責任を負ふこと、したるか如きは其例であるが、此種の協同方法は相互に勞働者の交通の頻繁に行はるゝ隣國の間に限られ、汎く經濟上の競争の行はる諸國に及ぶを得ない。目下の平和會議に於ては戰後の競争に對して神經過敏となれる先進國か、國際勞働問題として重要な意義ある移民問題の協議は各國の内政問題なりとして之を拒み乍ら、自國の必要より現に實行し又は今後實行せんとする勞働者保護制度を汎く他の後進國にも實行せしめんとするの形勢が見へる。

## (2) 聯盟規定の限界

國際聯盟の事業として汎く聯盟諸國に適用すべき共通の社會政策を定めんとすれば、各國の平等の生存權を認めて其有形無形の發展を自由ならしむると云ふ聯盟の根本精神に準據せねばならぬ。従つて先進國か後進國の工業的發展を不能ならしむるか如き制度を定め以て此聯盟を先進國の經濟的帝國主義の道具に墮落せしむることを許るさるゝは勿論である。此見地よりすれば聯盟の規定する制度は苟くも此聯盟に加入を認めらるゝ總ての國に取つて、即ち英米佛等の先進國のみならず、我國や支那、印度、南米諸國に取つても必要且つ可能であり、特に其實行に對する國際的監督も比較的容易なものでなくてはならぬ。此の如く聯盟の規定する所は世界的最低限たらざるを得ないのであるから、其規定たるや多くは先進國か夙に實行しつゝある所、又は既に進歩せる自國の要求に不適當として過去に葬り去りし如き程度のものたるを免れない。更に高度の社會

政策を必要とする先進國か相互の間に特別の協約を結んで一致の歩調を取ることは甚だ望まじきことであるが、併し此種の制度を聯盟の事業として其威力に由り之を強制せんとすることは、獨り理論上當を得ざるのみならず、實際上國際聯盟は少數先進國の機關となり、特に此等少數國の要求を世界に強制せんとするに至るを免れない。目下平和會議の勞働委員會に對して英米佛等より各異れる提案があると云ふことであるが、其内容は未だ判然しない。只た米國案として新聞紙の傳ふる所は下の如きものであつて、上に述べし聯盟規定の當然の限界を甚しく無視したものである。國際勞働問題として當然に聯盟の處理するを要する他の方面、即ち移民問題に對して英國か比較的公平の態度を採らんと努めつゝあるに反し、米國は之を以て純然たる内政問題なるか故に他國の干渉を許るさすと主張するに係はらず、更に一層強く内政問題の色彩を帶ふる社會政策に付き非常なる國際的干渉を主張することは吾人の了解に苦しむ所である。

米國案と稱せらるゝものゝ要項

- 一 婦女少年保護の爲め夜業を禁止すること。十六歳未満者の就業を禁止し、之を使用して生産したる貨物に對して聯盟諸國は輸入禁止の制裁を附すること。男女勞銀を公平ならしむること。
- 二 勞働者の業務上の災害及失業に對して救濟を行ふこと。
- 三 勞働組合の組織を發達せしむる爲め組合法を制定すると同時に組合加入勞働者を優遇すること。
- 四 一日の勞働時間を八時間以内とすること。
- 五 最低勞銀制度を設くること。但し生活を維持するに足る勞銀を得せしむる主意を以て各國各地方の狀況に應じ標準率を定むるべし。

米國に於て勞働者保護制度を設けることは各洲の權限とせられ、其規定する所か甚た區々であるが、大體には英獨等の歐洲先進國に比して頗る後れて居る。故に此米國案の多くの條項か世界の最低限として不適當なるは勿論、米國自身の輿論か之を自國の制度として是認するやも疑問である。現代の工場工業は婦女少年の虐使に陥り易き故、各國か社會政策を行ふには先づ此等の特種勞働者の保護より着手すへきてあるが、米國案の如く十六歳未滿者の就業禁止は無論之を世界的最低限とするを得ない。今日先進國に於ても就業禁止年齢を十四歳未滿とする規定か進歩したものであるが、此年齢を決定するには各國の經濟狀態に由るのみならず、其國民の生理的發育や普通教育年限等を酌量せねはならぬ。生理的早熟なる印度の如きは現に滿九歳以上に就業を認めて居るが、歐洲に於ても南方諸國は北方に比して早熟なるか爲めに幾分か就業年齢を低下することを認めねはならぬ。國民の義務教育を延長して之を中學程度のものに向上し、従つて之を終るまでは就業を禁止することか文明國の理想として努力すへき所であるが、近き將來に此理想に達することは何れの國に取つても困難である。本來工業の後れたる上に今次の戰爭の爲め荒廢に歸せし歐洲後進諸國をして此禁止を實行せしむるときは、此等の國の工業は到底戰爭の疲弊より恢復し難く、又先進國の競争に對抗するを得ない。我國や支那印度の重要工業か此規定の爲めに大打撃を蒙むることは言を待たぬ。加之就業年齢の制限規定は各國か自己の必要に迫られて之を實行する場合に於ても其監督か甚た困難であるが、國際聯盟の威力を以て後進國に其の實行し難き規定を強制せんとする場合には特に其監督か困難である。監督の困難なる國際規定を設けること

は徒らに國際紛擾の原因を作るものであつて、世界の平和を維持する上に有害なるを免れない。十六歳未満の勞働に由て生産したる貨物は人道の蹂躪に由て得たる結果なりとし、之か輸入を禁止すへしと云ふか如き議論を爲す前に、吾人か先進國民の一考を煩はすことを要するは、先進國の支配下に立てる印度、亞非利加、南洋諸島等の熱帶地方に於ける生産状態を一瞥することである。此等熱帶の産物は歐米人の生活に缺くべからざる重要なものとせられ、從來此等地方が列強爭奪の中心を爲し現に平和會議に於て獨領熱帶植民地の處分が不愉快なる争點となりつゝあるが、其生産に従事せる土人の生活状態は實に憐むべきものであつて、而して之に付ては支配者たる白人が大なる責任を有する。故に十六歳未満者の勞働を罪惡とし、其生産物に對して各國にボイコットを勧める前に、歐米人は先づ自から其生活に必要としつゝある熱帶産物の需用を停止せねばならぬ。又歐洲先進國は露國、バルカン諸國、印度等の後進國より低廉なる穀物や原料を得て幸福なる生活を營みつゝあるが、此等後進國の農民の生活状態も甚だ憐むべきものである。農業勞働及農民の家内工業的副業は工場勞働に比して種々有利の點かあるとは云へ、此等の貧困なる農民特に其婦女少年は甚しき過勞の弊に陥つて居る場合が多い。若しも婦女少年の過勞の結果に成れるものを罪惡の生産物なりとして排斥すべきものとすれば、先進國は從來の如く後進國より食物原料を輸入するを得ることとなる。

米國案と稱せらるゝものゝ各項を茲に詳論するの遑を有たぬが、先進國の今後の理想を掲ぐることに重きを置く所の同案としては、八時間勞働と最低勞銀制度とを其特色とするは當然である

八時間労働や最低労働の協定は先進國に於ては貴族的職工の間には夙に行はれて居るか、之を一般的制度としたのは労働者の樂園と稱せらる濠洲であつて、歐米先進國も之に倣ふことを理想として居る。或は歐米先進國は今日直ちに之を實行して相當の成績を挙げ得るかも知れぬが、幼稚なる後進國には其實行か不能であるのみならず、他に一層重大の急務を有つて居る。先づ労働時間について見るに、現代の工場工業は之を自由に放任すれば一般労働者就中婦女少年を過勞に陥らしむるの大害を生ずることか明かであるが、併し後進國の工場に於ては通例資本の乏しき爲めに機械其他の生産設備が不充分であつて労働に依頼すること多く、従つて労働の速度と調子とを各労働者の意思に由て調整するの餘地多く、又後進國の労働者は一體に身心の發達の不充分なる爲めに勢力を集中して労働の速度を高めることか困難である。故に工場労働者一人當りの生産高を比較すれば後進國は先進國の二三割に過ぎない場合が多い。此の如く幼稚なる後進國の工業に對して一律に八時間労働を強制すれば、其大部分は先進國の爲めに壓倒せられ、又其一部分は解體して家内工業及副業に墮落することに由り僅かに存在することとなるであらうが、此種の工業形式は労働者に取つて工場工業よりも概ね不利のものである。後進國民の主なる部分は農業に従事し星を戴き月を踏んで労働しつゝ僅かに糊口の料を得つゝあるに係はらず、其人口の中工業に従事する少數者に對しては忽ち八時間労働を實行すへしと主張するは常識を逸して居る。今日我國に於ける労働時間就中婦女少年の夫れか長きに過ぎ、之を短縮するの必要なることは吾人の認むる所であるが、併し世界的最低限としての労働時間を定むることは困難であり、又其實行を國際的

に監督することも不能である。

國民一般の生活を安固ならしむることは世界各國民の當然の責任であるか、如何なる方法に由り此目的を達すへきやは各國の事情に由て決するの外はない。先進國に於ては人口の主なる部分か進歩せる工業労働に従事し、又其の少なからざる部分は有力なる各種の労働組合を組織して特別の最低労働率を維持し、又此の如く自助力に由り最低率を設定維持するを得ざる労働者の間に於ても團結運動は相當に發達して居るから、公力に由り彼等に對して最低率を定むるときは雇主をして之を蹂躪せしめざるだけの力はある。然るに後進國に於ては人口の大部分か小規模の農業及商工業に従事し、其の大多數は労働者として云ふを得ないから、其生活を安固にする爲めに最低労働率を定むるも用を爲さぬ。又労働者として工業に従事する少數者に付て見るも團結自衛の運動か發達して居ないから假令へ最低率を公定しても之を實行するを得ない。此最低率の制度は先進國に於ても分散的なる家内工業に之を厲行することは甚だ困難であるが、後進國に於ける工業品の生産は家内工業に由るものも多く、特に農民か自家の生産に係はる原料に加工して之を販賣すると云ふ副業的生産も盛んに行はれて、最低労働率の適用以外に立つて居る。此の如き經濟状態を有する國に於て人口の多數に對し生活を安固ならしむる方法として最低労働率の有効ならざることは明かである。

### (3) 夜業及有害工業の聯盟的禁止

各國民の幸福を増進するの提案に對しては、其提案者の何國なりや、又其提案の動機の何れに在りやを問はず、吾人は之か實行に協力して自他の幸福を圖らねばならぬが、勞働者保護に對する國際的協力に付ては、此運動の過去の歴史に徴するも、將た米國家に對して加へたる上述の批評に由て見るも、吾人か餘り多くを之に期待するを得さることか明かである。然らば今日國際聯盟の世界的最低限として定むるに適當するものであり、從つて後進國に對して特に重大の意義を有するものは何そやと云ふに、矢張りベルン會議に由て成立せし婦女少年の夜業禁止と、同會議に於て成功するに至らざりし黃燐々寸の生産業の如き有害工業の禁止とであらう。一國に於ても法律に由て定むる國民的最低限は低度のものであるに反し、更に進歩せる階級は其自主力に由て特別なる高度の最低限を定むる如く、國際聯盟の定むる世界的最低限として適當のものは上述の二者であつて、之に満足するを得ざる先進國は更に特別の最低限を協定することを適當とする。

現代的工業にして汎く世界各國に行はるゝものは紡績業であるが、此工業は體質の薄弱なる婦女少年を使用するに適する爲め重大の弊害を生ずる。其弊害の中で最も甚しきは夜業である。壯年男子に取つても有害なる夜業を婦女少年に行はしむることの如何に國民衛生上有害なるやは既に我が工場法制定の際に充分議論せられた事柄である。一般の後進國か農業國より工業國に進まんとするに方つて先つ着手する所の重要工業は紡績業であるが、或後進國か夜業に由るか又は禁止的輸入税に由り外國競争を防ぐにあらざれば紡績業を起すを得さるときは、其國は未だ之を

起すの特機に到達して居らぬものと見るを正當とする。何となれば粉塵を飛散して衛生上に有害なる紡績業を行ふに付き、體力を疲勞せしめて其抵抗力を弱める所の夜業を採らしむるときは、種々の疾病就中恐るべき傳染性を有する肺病を發生し、而も國民衛生制度の不備なる後進國に於ては其の全國に傳播することを防止するは甚だ困難である。幸にして其國が經濟上長足の進歩を爲すときは、後日莫大の費用を投して肺病を撲滅することか全く不能でないとしても、總ての後進國か此の如き進歩を爲すことは期待し難い。又後進國か夜業禁止の代りに禁止的輸入税の保護に由り紡績業を起すことか出來るとしても、織緯工業品就中綿製品は一般後進國民に取つては食物に次て重要な必需品であるから、禁止的輸入税に由て之を法外に高價ならしむることは國民多數の生活を甚しく壓迫し、又其經濟の一般の進歩を妨げざるを得ないからである。是れ婦女少年の夜業禁止は世界的最低限として聯盟に由り規定するの必要なる所以であるが、更に夜業を行へるや否やは工場の點燈又は煙突の煤煙等に由り外部より容易に之を知ることを得る故、此禁止の國際的監督も困難でない。

支那、印度、南米諸國等に於て工業を起すには先進國の資本か直接間接に之に關係し、又多くの場合には先進國の企業者技術者も直接に之に關係するの點は特に注意を要する。先進國に於ては國家の社會政策及勞働者の自衛運動の發達せる爲め、勞働者を虐使することに由て多大の利益を得る能はざる資本か後進國に移つて其威力を逞ふし、特に憐むべき婦女少年を自由に虐使し

て其國民の永遠の發達を阻碍することは、先進國民たるの責任を盡さざるものと云はねはならぬ。故に後進國に對して婦女小年の夜業を禁止することは、先進國の之に對する道德上の責任を盡さしむる所以となる場合が多いのである。今後支那に於ては我國及歐米の資本と經營者とか入り込んで盛んに紡績業を起さんとするの勢を示しつつあるか、若し支那の如き幼稚なる國に於て夜業を行ふことに由り肺病を全國に蔓延せしむるときは、之か爲めに支那の發達か永久に阻碍せられる危険かないとは云はれない。英政府か印度の紡績業に於て夜業禁止を行はしめたことの動機は英國の基本産業たる紡績業に對して有力なる競争を爲さしめさんとする帝國主義的の植民政策であつたとしても、其結果より見れば印度の爲めに賢明なる政策であつたと云はねはならぬ。

夜業禁止に對する我國の關係を見るに、之に由て影響を蒙むるは固より綿毛麻の紡績業であつて、其他には殆んど影響はない。我工場法か夜業禁止の實行猶豫を十五ヶ年の長期としたことの不當なるは本法制定當時に於て學者の意見の殆んど一致した所であつた。其後紡績業の膨脹に伴ふて其夜業の國民衛生に及ぼす弊害は益大となり、吾人は到底此の長き猶豫期限の到達まで之を繼續するを得ざる有様となつて居る。又我紡績業は此戰爭を機會として量の膨脹よりも質の向上に付き著しく進歩するを得たるのみならず、國內に於ける勞銀の騰貴と支那印度の低級紡績の發達とに由り、我紡績業は今後品質向上に力を注がざるを得ることゝなつた。然るに品質向上の爲めには夜業を行ふことは結局損失となる。故に國際聯盟に於て夜業禁止か提議せられたならば

我國は之に同意することに躊躇してはならぬ。固より聯盟の規定として之を禁止するときは、我國と同じく支那も其禁止を蒙むることゝなるから、我紡績業の最も恐れつゝある支那紡績業の競争は大に緩和せらるゝの利益がある。又夜業禁止を行へる印度の紡績業は我國の競争に由つて大なる不利を蒙むつた爲め我國を以て労働者を虐使する不正の競争者なりとし、豫てより綿花輸出税を設けて我紡績に對抗すべしとの議論が有力となつて居た。故に國際聯盟に夜業禁止か提議せられた場合に我國が強て之に反對するならば、印度は聯盟の承認を得て我國に對し原料綿花の供給を制限することを主張するかも知れぬ。只た今日直ちに此禁止を實行するときは我國の綿製品は幾分生産費の増加を來たし、特に其生産額が可なりの減少を示し、之か爲め從來東洋南洋より南米まで發展したる海外の販路を失はざるを得ない。是れ紡績を以て基本工業とする我國に取つて非常の苦痛である。故に此禁止は我國の必要とする紡績業の擴張を行ふまで猶豫を得ねばならぬ。此の如き猶豫期間か何年を以て適當とするやを決するには専門家の智識を要するか、英國の紡績機械の輸出は競争の爲めに荒廢に陥れる佛白に最先に分配せられ、我國の如きは最後の順番となつて居るやうであるから、相當の期間を必要とするであらう。固より此猶豫期間は獨り我國の爲めに必要なるのみならず、夜業を行ひつゝある支那に取つても必要である。

現代の工業労働は一體に労働者の健康に對して有害なるを免れぬが、特に原料の性質が有害なる爲めに労働者の健康の害せらるゝ場合か少なくない、此の如き工業にして人生に缺くべからざ

るものを生産する場合には、其成立を認むることは已むを得ないのであつて、成るべく其害毒を防止するの外はないが、場合に由ては左まで人生に必需ならざるものもあり、又他の代用物を以て經濟的に需用に應じ得る場合もある。其の最も著しき例は黄燐々寸であつて、既に述へし如くベルン會議は之か禁止に成功しなかつたが、當時獨逸、和蘭、丁抹、瑞西は既に自國の法律を以て之を禁止して居たのである。今後國際聯盟には必らず其禁止の提案を見るに至るであらうが、其際我國は之に同意せねばならぬ。以前我國より支那に多くの燐寸を輸出して居た時代には我國の黄燐々寸の生産か全産額の殆んど半はに達して居たが、其後支那に於て生産簡易にして且つ價の低廉なる黄燐々寸の生産業か諸方に起り之か爲め我國の對支輸出か大に減少すると同時に我が黄燐々寸の産額も減退し、今日は全産額の二割以内を下つて居る。故に之を禁止するも我産業の蒙むる打撃は輕微であり、一面に支那も其禁止を蒙むるときは、更に我國より支那に對して安全燐寸の輸出の増加を見るに至るであらう。只た此禁止を行ふに方つても適當の猶豫期間を設くることを適當とする。

本文稿了後諸方面よりの外電を通觀するに、移民問題以外の國際労働問題の協議か幾分か合理的に進行するの傾向を示してゐることは人類の爲めに喜ぶべき現象であるが、此際我國に於ては先づ國家及公共團體か其役員及労働者の待遇に一大刷新を加へ、一般民衆に對して實踐的に社會政策の實行を指導することを急務とする。